

第55期

令和3年度第5回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和3年10月29日)

滋賀地方最低賃金審議会

0 第 55 期 令和 3 年度 第 5 回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	令和 3 年 10 月 29 日（金） 9 時 57 分～10 時 12 分
開催場所	コラボしが 21 大会議室
出席状況	<p>公益代表委員 4 人（定数 5 人）</p> <p>労働者代表委員 4 人（定数 5 人）</p> <p>使用者代表委員 5 人（定数 5 人）</p> <p>事務局 5 人</p>
出席者	<p>公益代表委員 石井利江子 片山 聡 木下康代 平井 建志</p> <p>労働者代表委員 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三</p> <p>使用者代表委員 石井 太 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫</p> <p>事務局 待鳥労働局長、矢野労働基準部長、 綿貫賃金室長、 神崎室長補佐、福間賃金指導官</p>
主要議題	<p>特定（産業別）最低賃金専門部会報告について</p> <p>特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）</p>
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局(室長)

少し早い時刻になりますが、委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から、第5回滋賀地方最低賃金審議会を開催します。委員の皆様には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日の委員の皆様のご出席の状況ですが、公益代表委員の佐野委員、労働者代表委員の相澤委員より事前にご欠席の連絡を承っております。従って、公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名、計13名のご出席です。最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上のご出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。

なお、本日の審議会は公開とし、10月15日から10月25日までの間、傍聴の申込みを受け付けていましたが、傍聴の申し込みは無かったことを報告します。

それでは、会長に以後の議事の進行をよろしくお願いします。

○会長

委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。それでは、議事を進めてまいります。

まず、議題(1)「特定(産業別)最低賃金専門部会報告について」です。本年の8月23日に滋賀労働局長から諮問があった4業種の特定(産業別)最低賃金の改正決定について、各専門部会で審議され、結論が出されました。これらの結論について、それぞれの専門部会より報告書が提出されています。各部会長に代わって、事務局から各専門部会報告書の朗読をお願いします。

○事務局(補佐)

それでは、専門部会報告書を朗読します。なお、朗読に際しては、最賃の件名及び専門部会の名称は略称を用い、各専門部会委員のお名前は割愛させていただきます。また、別紙については金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。最初の窯業・土石製品製造業以外については、件名、部会長名及び金額のみとさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井建志 殿

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金専門部会 部会長 佐野 洋史

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月23日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

最低賃金額 1時間 942円

効力発生の日 法定どおり

一般機械器具製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 平井 建志

最低賃金額 1時間 953円

精密・電気機械器具製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 石井 利江子

最低賃金額 1時間 939円

自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会報告書

部会長 片山 聡

最低賃金額 1時間 957円

以上です。

○会長

ただ今、事務局から朗読があった専門部会の報告書について、何かご意見・ご質問はありますか。

○全委員

〔意見・質問等なし〕

○会長

特にご意見等が無いので、次の議題（2）「特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）」に移ります。

先ほど専門部会報告があった4業種の特定（産業別）最低賃金の改正について、滋賀では最低賃金審議会令第6条第5項による「特定最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決」とはしていませんので、この審議会において採決する必要があります。そのため、採決を行います。採決に当たり、各最低賃金の件名については略称とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、「窯業・土石製品製造業」最低賃金の改正は、専門部会報告のとおり924円を18円引上げ、942円として答申したいと思いますが、いかがですか。賛成の方は挙手をお願いします。

○全委員

[挙 手]

○会長

ありがとうございました。全会一致で可決いたしました。

次に、「一般機械器具製造業」最低賃金の改正について、専門部会報告のとおり933円を20円引上げ、953円として答申したいと思いますが、いかがですか。賛成の方は挙手をお願いします。

○全委員

[挙 手]

○会長

ありがとうございました。全会一致で可決しました。

次に、「精密・電気機械器具製造業」最低賃金の改正は、専門部会報告のとおり917円を22円引上げ939円として答申したいと思いますが、いかがですか。賛成の方は挙手をお願いします。

○全委員

[挙 手]

○会長

ありがとうございました。全会一致で可決しました。

次に、「自動車・同附属品製造業」最低賃金の改正は、専門部会報告のとおり 936 円を 21 円引上げ 957 円として答申したいと思いますが、いかがですか。賛成の方は挙手をお願いします。

○全委員

[挙 手]

○会長

ありがとうございました。全会一致で可決しました。

各特定（産業別）最低賃金について、ただ今の結果のとおり、

窯業・土石製品製造業最低賃金 942 円

一般機械器具製造業最低賃金 953 円

精密・電気機械器具製造業最低賃金 939 円

自動車・同附属品製造業最低賃金 957 円

を滋賀労働局長に答申します。

事務局から答申文の（案）を配布の上、朗読してください。

[答申文（案）の配布]

○事務局（補佐）

それでは答申文（案）を朗読します。なお、朗読に際しては、最低賃金の件名について略称を用い、別紙は金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

最初の窯業・土石製品製造業以外については、件名及び金額のみとします。

滋賃審第 19 号

令和 3 年 10 月 29 日

滋賀労働局長 待鳥浩二 殿

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志

滋賀県窯業・土石製品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月23日付け滋労発基 0823 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。最低賃金額 1時間 942円、効力発生の日 法定どおり

一般機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 953円。

精密・電気機械器具製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 939円

自動車・同附属品製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 957円

以上です。

○会長

ただ今、事務局から特定（産業別）最低賃金の改正に係る答申文（案）の朗読がありましたが、これについて、何かご質問等がありますか。

○全委員

〔意見等なし〕

○会長

意見が無いので、この内容で滋賀労働局長に答申します。

○事務局(室長)

会長から局長に答申文を手交させていただきます。

会長、局長お手数ですが、前にお進み願います。

[会長並びに局長、中央に移動]

[会長から局長へ答申文手交]

○事務局(室長)

それでは、会長、局長、席にお戻りください。

[会長並びに局長、席に戻る]

○会長

ここで局長からご挨拶がありますのでお願いします。

○事務局(局長)

ただ今、8月23日に諮問させていただきました4業種の特定最低賃金につきまして、それぞれ改正決定の答申をいただきました。

これらの特定最低賃金の改正審議に当たりまして、今回は日程調整が難しく、変則的な日程となった部会もあったとお聞きしています。そういった中でも、各部会委員の皆様には、短い期間で慎重かつ真摯にご審議をいただき、お陰様をもちまして、結審いただくことができました。厚くお礼を申し上げます。

また、労使の各委員におかれましては、合意形成に向けての特段のご努力をいただき、さらには、公益委員の先生方には、難しい審議の結論のとりまとめにひとかたならぬご尽力をいただき、今年度の4つの部会すべてで全員一致の結審をいただいたと報告を受けているところでございます。ご審議をいただきました委員の皆様には、あらためて感謝申し上げます。

本日いただきました答申につきましては、発効に関する所要の手続きを速やかに進めさせていただき、順調にまいりますと12月30日の発効ということになります。

今後は、改正されます特定最低賃金の周知と、その履行確保に焦点が移ってまいりますけれども、労働局におきましても全力を挙げてこれに取り組む所存でございます。

委員の皆様には、引き続き最低賃金行政の推進に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

最後に事務局から何かありますか。

○事務局(室長)

「異議の申出」に関して、本日、答申をいただいた各特定（産業別）最低賃金の改正決定の内容を本日付けで公示し、11月15日月曜日まで異議の申出を受け付けます。

異議が提出された場合には、第6回審議会を11月16日火曜日 午後1時30分より、滋賀労働局6階会議室で開催します。おそれいりますが、日程の確保をお願いします。

なお、異議の申出の有無および異議審を開催するか否かについては、11月15日月曜日、午後5時15分過ぎに委員の皆様にもメールでご連絡します。

以上です。

○会長

先の地域別最低賃金に続いて、4業種の特定（産業別）最低賃金の改正審議にご協力をいただき、本日、無事答申することができました。

委員の皆様におかれましては誠にありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれで終了します。

〔閉会〕